

平成 22 年度

歳入歳出決算概要説明

三 重 県

平成 22 年度 歳入歳出決算概要説明

平成 22 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要についてご説明申し上げます。

(一般・特別会計の歳入・歳出の状況)

歳入につきまして、歳入決算額は、

一般会計で、約 7,246 億円

特別会計で、約 1,293 億円

合 計 約 8,540 億円

となっています。

前年度の歳入決算額と対比しますと、

借換債を除く実質的なベースでは、

一般会計で、約 330 億円 (4.4%) の減少

特別会計で、約 962 億円 (412.0%) の増加

となっています。

歳出につきまして、歳出決算額は、

一般会計で、約 7,038 億円

特別会計で、約 1,255 億円

合 計 約 8,293 億円

となっています。

前年度の歳出決算額と対比しますと、
借換債の影響を除く実質的なベースでは、
一般会計で、約 364 億円（4.9%）の減少
特別会計で、約 961 億円（488.2%）の増加
となっております。

（一般会計の決算内容）

次に、一般会計の決算内容のうち、歳入の増減の主なものについて説明します。

まず、県税収入については、昨年度から減少となっておりますが、これは、景気の低迷による個人所得の減に伴い、個人県民税が減収になったことなどによるものです。

県税全体では、前年度より 73 億円減の約 2,022 億円となりました。

地方譲与税は、前年度より 113 億円増の約 241 億円となりました。これは、地方法人特別譲与税が平年ベース化したことなどによるものです。

地方交付税は、地方財政計画において地方交付税が 1.1 兆円増額されたことに対応して、基準財政需要額において「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」が創設されたことや基準財政収入額の減少等により、前年度より 159 億円増の約 1,451 億円となりました。

た。

使用料及び手数料は、国の高等学校授業料無償化制度の実施に伴い、県立高等学校の授業料を不徴収としたことなどにより、前年度より 44 億円減の約 55 億円となりました。

国庫支出金は、平成 21 年度において受け入れていた「地域活性化・公共投資臨時交付金」などの多額の臨時交付金が大幅に減少したことなどにより、前年度より 401 億円減の約 910 億円となりました。

繰入金は、国の雇用・経済対策に対応して造成しました「緊急雇用創出事業臨時特例基金」等を取り崩したことなどにより、前年度より 112 億円増の約 290 億円となりました。

県債は、退職手当債や県税の減収分を補てんする減収補てん債の発行減などにより、前年度より 316 億円減の約 1,480 億円となりました。

続きまして、収入未済額については約 95 億円であり、県税が大半を占めています。

また、不納欠損額は、県税及び諸収入について約 4 億円となっています。

次に、歳出の増減の主なものについて説明します。

総務費は、昨年度大幅に増加した法人二税の還付金が減少したことなどにより、前年度より 54 億円減の約 585 億円となりました。

民生費は、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費の減少などにより、前年度より 81 億円減の約 896 億円となりました。

労働費は、雇用対策基金事業費の減少などにより、前年度より 44 億円減の約 91 億円となりました。

土木費は、国直轄事業負担金の減少などにより、前年度より 69 億円減の約 923 億円となりました。

公債費は、借換債の発行を伴う償還を平成 22 年度から県債管理特別会計で実施することとしたため、大幅に減少し、前年度より 107 億円減の約 950 億円となりました。

諸支出金は、地方消費税精算金が減少したことなどにより、前年度より 54 億円減の約 550 億円となりました。

次に、平成 22 年度から平成 23 年度への繰越額については、前

年度より 37 億円減の約 368 億円となっており、その主なものは土木費の約 201 億円であります。

主な原因としては、地元調整の難航や現地の状況に即した工法の検討などから事業着手が遅れたことなどにより、年度内に完成が見込めなくなったことなどです。

不用額につきましては、前年度に比べ 17 億円増の約 79 億円となっています。

(特別会計の決算内容)

続きまして、特別会計の決算内容のうち、歳入について説明します。

特別会計の歳入総額は、約 1,293 億円となっており、前年度より 1,052 億円、436.6%の大幅な増となっています。これは、新しく県債管理特別会計を設置したことによるものです。

収入未済額については、前年度とほぼ同額の 37 億円となっており、母子及び寡婦福祉資金貸付事業、中小企業者等支援資金貸付事業等で、それぞれ生活困窮、経営不振などにより発生しています。

次に、歳出総額は、約 1,255 億円で、前年度と比べ 1,051 億円、514.5%の大幅な増となっています。これは、歳入と同様に、新しく県債管理特別会計を設置したことによるものです。

翌年度繰越額については約 32 億円、また、不用額は約 19 億円
となっています。

(一般・特別会計の収支)

以上の結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形
式収支額から、明許繰越等により翌年度へ繰り越すべき財源を差
し引いた実質収支は、

一般会計で、約 61 億円

特別会計で、約 36 億円

合 計 約 97 億円

の剰余が生じています。

実質収支額の処分につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の
規定により、

一般会計の実質収支額のうち、1/2 相当額の 30 億 4,000 万円を
財政調整基金に積み立てました。

その残額の 約 30 億円と

特別会計の 約 36 億円

については、平成 23 年度に繰り越します。

以上をもちまして、平成 22 年度決算概要説明を終わらせてい
ただきます。

なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

実質収支に関する総括表

(単位:円)

区分		会計別	一般会計	特別会計 (12会計)	合計
1歳入総額			724,632,470,353	129,344,377,850	853,976,848,203
2歳出総額			703,835,235,353	125,512,443,258	829,347,678,611
3歳入歳出差引額			20,797,235,000	3,831,934,592	24,629,169,592
4 翌年度へ繰り越すべき財源	① 繰越明許費繰越額		14,111,072,502	215,890,460	14,326,962,962
	② 事故繰越し繰越額		607,297,745	0	607,297,745
	計		14,718,370,247	215,890,460	14,934,260,707
5 実質収支額			6,078,864,753	3,616,044,132	9,694,908,885
6 実質収支額のうち 地方自治法第233条の2の 規定による基金繰入額			3,040,000,000	0	3,040,000,000